

# 所得税法

## 本試験問題

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅰ】

- 3 甲は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。
- 4 甲は棚卸資産の評価方法及び器具備品の減価償却方法について、創業当初から所轄税務署長への届出はしていない。
- 5 甲の本年分の所得税等の確定申告は、電子申告により行うものとする。

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅱ】

- 4 ワイン仕入高5,120,000円は本年中にワインの仕入（一種類とする）として支払ったものの合計額であり、その内訳は次のとおりである。

（単位：円）

| 仕入日      | 仕入単価  | 仕入本数  | 仕入金額合計    | 配送費用①  |
|----------|-------|-------|-----------|--------|
| 本年1月5日   | 5,000 | 200   | 1,000,000 | 6,000  |
| 本年5月1日   | 5,100 | 400   | 2,040,000 | 12,000 |
| 本年11月20日 | 5,200 | 400   | 2,080,000 | 12,000 |
| 合計       |       | 1,000 | 5,120,000 | 30,000 |

① 配送費用はワイン仕入時の配送費用であり、その他諸経費に含まれている。

なお、本年末のワイン在庫は150本である（令和元年末の在庫はないものとする）。

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅲ】

- 5 賃金給与18,240,000円はA店の業務に従事した者に支給した合計額である。その内訳は次のとおりであり、令和元年中及び本年中の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用者はいない。

（単位：円）

| 支給を受けた者 | 本年中の支給額    | 令和元年中の支給額  | 摘要                   |
|---------|------------|------------|----------------------|
| E（甲の妻）  | 4,800,000  | 4,800,000  | 令和元年及び本年の全ての月で支給を受けた |
| F（甲の弟）  | 4,560,000  | 4,200,000  | 同上                   |
| G       | 3,840,000  | 3,600,000  | 同上                   |
| H       | 3,120,000  | 3,000,000  | 同上                   |
| I       | 1,920,000  | —          | 本年の5月から雇用した          |
| 合計      | 18,240,000 | 15,600,000 |                      |

① F、G、H及びIは給与の支給を受けた期間において雇用保険の一般被保険者である。

なお、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合は15%である。

## TAC予想問題

●全国公開模試〔第二問〕問 1 2

- 2 甲は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。

なお、従前より、所得税の確定申告は電子申告の方法によっており、本年分の確定申告についても同様に予定である。

●直前対策講義 第3回 補助問題

【資料Ⅱ】

【資料Ⅰ】の損益計算書の金額の内容とそれに関して修正を検討すべき内容等は以下のとおりである。

- 1 商品仕入高91,800,000円は、輸入したC商品とその商品に係る消費税等で、本年末までに仕入れたものであり、その内訳は次のとおりである（消費税等以外に商品仕入に係る付随費用はないものとする）。

なお、C商品の本年末在庫は800個であった。

（単位：円）

| C商品の仕入日（輸入日） | 仕入個数  | 仕入単価（本体価格） | 消費税等  | 税込仕入単価 | 税抜仕入金額     | 税込仕入金額     |
|--------------|-------|------------|-------|--------|------------|------------|
| 令和2年5月31日    | 1,000 | 25,000     | 2,000 | 27,000 | 25,000,000 | 27,000,000 |
| 令和2年9月30日    | 2,000 | 30,000     | 2,400 | 32,400 | 60,000,000 | 64,800,000 |
| 合計           | 3,000 |            |       |        | 85,000,000 | 91,800,000 |

●直前対策講義 第9回 補助問題

【資料Ⅰ】

- 1 甲はT郡M区において、平成26年5月20日から経営コンサルティング業を営んでいる。
- 2 甲は、平成26年分以後の所得税について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けている。
- 3 損益計算書に計上されている給料賃金5,400,000円については、開業以来雇用しているN氏（34歳）及びD氏（25歳）に対するものであり、両者とも継続雇用者かつ国内雇用者に該当する。

なお、各支給年における雇用者給与等支給額及び平均給与等支給額は以下のとおりである。

| 支給年  | 雇用者給与等支給額  | 平均給与等支給額     |
|------|------------|--------------|
| 令和元年 | 5,160,000円 | 215,000円（24） |
| 令和2年 | 5,400,000円 | 225,000円（24） |

① 平均給与等支給額欄のかっこ内は、給与等月別支給対象者の数を合計した数を表す。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅲ】

- 2 新店舗の開店に関して支出したものは次のとおりである。  
(単位:円)

| 内容                            | 金額        |      |
|-------------------------------|-----------|------|
| ① 新店舗を賃借するにあたってCビルの一階へ支払った敷金  | 3,000,000 | (注1) |
| ② 新店舗を賃借するにあたって仲介業者へ支払った仲介手数料 | 300,000   |      |
| ③ 新店舗の設備造作費用等で建設業者に支払ったもの     | 5,200,000 | (注2) |
| ④ パソコン(耐用年数:4年)               | 280,000   | (注3) |
| ⑤ 顧客管理システム(耐用年数:5年)           | 840,000   | (注4) |
| 合計                            | 9,620,000 |      |

(注1) 新店舗は本年2月20日から賃借しているが、建物賃貸借契約書によると、敷金は1年以内に解約すると30%、2年以内に解約すると20%、3年以内に解約すると10%が返還されないこととなっている。

(注2) 設備造作は本年5月7日に取得し、事業の用に供したものであるが、耐用年数は20年と見積もられた。5,200,000円には旧店舗にあった冷蔵庫の新店舗への移設費用200,000円が含まれている。なお、建物附属設備となるものはないものとする。

(注3) 主に⑤の顧客管理システムを使用するために、本年5月7日に取得し、事業の用に供したものである。

(注4) 本年5月7日に取得し、事業の用に供したものであるが、租税特別措置法第10条の3に定める特定機械装置等に該当する。

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅳ】

- 1 本年中の大型台風により甲の自宅建物及びA店が被害を受けたが、その内容は次のとおりである。なお、災害減免法の適用は考慮しなくてよい。

- (1) 甲の自宅建物
- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ① 建物の取得価額                | 20,000,000円 |
| ② 建物の被災直前までの減価償却累計額相当額   | 7,000,000円  |
| ③ 被災直前の建物の時価額            | 12,000,000円 |
| ④ 被災直後の建物の時価額            | 6,000,000円  |
| ⑤ 被災した建物に関して受領した保険金      | 5,000,000円  |
| ⑥ 台風により生じた防害物を撤去するための支出額 | 300,000円    |

●直前対策講義 第3回 補助問題

【資料Ⅲ】

【資料Ⅰ】の損益計算書には反映されていないもので、修正処理の検討が必要なものは次のとおりである。

- 1 支払時に資産(建設仮勘定)に計上したものの内訳は次のとおりである。いずれも支払月に引渡し及び役務提供は完了している。

| 内容        | 支払年月日   | 支払金額(円)<br>(消費税等込) |      |
|-----------|---------|--------------------|------|
| 事務所造作工事代金 | 本年5月20日 | 1,620,000          | (注1) |
| 事務所造作設計料  | 本年5月20日 | 291,600            | (注2) |
| 倉庫商品保管棚   | 本年5月20日 | 2,808,000          | (注3) |
| ノートパソコン1台 | 本年6月25日 | 302,400            | (注4) |
| ホームページ製作代 | 本年6月30日 | 313,200            | (注5) |
| 合計        |         | 5,335,200          |      |

(注1) 賃借建物に造作したものであり、合理的に見積もった耐用年数は22年である。

(注2) 事務所造作に係る設計料である。

(注3) 平成27年10月20日に製作された中古品であり、減価償却費の計算に当たっては、簡便法による中古資産の耐用年数を使用する(新品の法定耐用年数は15年である)。

(注4) 法定耐用年数は4年である。

(注5) ホームページは取り扱う商品(機械部品)の広告宣伝のためのもの(1年ごとに更新)で、データベースやネットワークとアクセスできるものではない。

●直前予想答練 第1回

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅱ】

甲は、本年3月に居住していた家屋が火災により全焼したため、甲が所有する他の土地に、新たに居住用家屋を建築することになり、焼失した居住用家屋の敷地(面積200㎡)を本年7月に80,000,000円(譲渡費用は780,000円)で譲渡している。

その後、本年11月に、譲渡代金によって認定長期優良住宅(床面積135㎡)を取得し、直ちに居住の用に供している。

(1) 焼失した家屋の焼失直前の時価は2,000,000円、取得費相当額は2,470,000円であり、後片付け費用380,000円を支出している。

(2) 敷地は、平成14年に41,000,000円で取得し、直ちに建物を建築して居住の用に供している。

(3) 新たに取得した居住用家屋の取得価額は69,600,000円である。

なお、認定長期優良住宅とするための標準的な増し費用の額は5,913,000円である。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅳ】

- 3 甲が本年中に支払った医療に関するものは次のとおりである。なお、医療費控除の特例の適用は考慮しないでよい。
- (1) 甲の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額 50,000円
- (2) 甲の医療機関へ通院するためのバス代 3,200円
- (3) 甲の医療機関へ通院するための自家用車のガソリン代 6,000円
- (4) 甲の父及び母の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額 150,000円
- 4 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。
- (1) 国民健康保険料 840,000円
- (2) 甲の国民年金保険料 196,830円
- (3) 甲の長男の国民年金保険料 196,830円
- (4) 生命保険料
- |            |         |
|------------|---------|
| ① 旧一般生命保険料 | 96,000円 |
| ② 旧個人年金保険料 | 48,000円 |
| ③ 介護医療保険料  | 72,000円 |
| (5) 地震保険料  | 60,000円 |
- 5 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。
- (1) 甲の長男（21歳）、甲の父（80歳）及び甲の母（76歳）は甲と生計を一にする親族である。
- (2) 甲の父と母は同じ老人ホームに入居していたが、父は本年8月25日に死亡した（母は引き続き入居している）。
- (3) 甲の妻は、甲の事業専従者である。
- (4) 甲の長男は大学生で、本年の収入はアルバイト収入600,000円のみである。
- (5) 甲の父の本年中の収入は高齢基礎年金560,000円のみである。
- (6) 甲の母の本年中の収入は高齢基礎年金840,000円のみである。

〔第二問〕

問 2

【資料Ⅴ】

- 乙は本年中に自宅（Fマンション801号室）を譲渡し、新たに自宅としてGマンション1401号室を取得した。自宅の取得及び譲渡の状況は次のとおりである。
- 1 乙は平成25年3月10日に取得したFマンション801号室（自宅）を、本年7月7日に譲渡した。譲渡収入金額等は次のとおりである。
- |        |             |
|--------|-------------|
| 譲渡収入金額 | 50,000,000円 |
| 取得費    | 47,000,000円 |
| 譲渡費用   | 1,350,000円  |
- 2 乙のFマンション801号室の譲渡は租税特別措置法第35条に定める居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の要件を満たしている。
- 3 乙は新たに自宅としてGマンション1401号室を60,000,000円で取得したが、取得するにあたり、H銀行から借入をした。この借入は租税特別措置法第41条に定める住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件を満たしており、特別控除を適用することとする。

●全国公開模試〔第二問〕問 1

- 1 甲が本年中に支払った医療及び介護サービスに関するものは次のとおりである。
- (1) 甲の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額 480,000円
- ② このうち、特定一般用医薬品等購入費は8,000円であった。また、薬局で購入した日用品の購入費が26,480円含まれている。
- (2) 甲の健康診断の費用 30,000円
- (3) 甲の妻の漢方薬の購入費用 150,000円
- ② これは、妻が疲労回復や健康維持を目的としてウェブショップを通じて定期購入しているものである。
- (4) 甲の次女の手術及び入院費用 840,000円
- ② 次女が足首を骨折したことによるその手術及び1か月間の入院費用である。
- なお、甲は次女を被保険者として低害保険に加入していたため、入院給付金として300,000円の支払いを受けている。
- また、一部は高額療養費の対象となったため、翌年1月中に高額療養費125,000円の支給を受けることが確定している。
- (5) 甲の姉の入院費用 600,000円
- ② 別生計の姉から、入院にあたり手許資金に余裕がないと資金援助を依頼され、本年8月15日に姉の預金口座に振り込んだものである。
- 2 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。
- (1) 国民健康保険料 714,300円
- (2) 国民年金保険料 229,600円
- (3) 甲に係る個人型確定拠出年金の掛金 720,000円
- (4) 生命保険料
- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| ① 一般生命保険料（令和元年2月契約）   | 55,000円  |
| ② 一般生命保険料（平成20年1月契約）  | 120,000円 |
| ③ 介護保険料（本年5月契約）       | 60,000円  |
| ④ 個人年金保険料（平成26年12月契約） | 360,000円 |
- 3 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。
- (1) 甲の妻（45歳）は、H社に勤務しており、本年分の給与収入は9,000,000円であった。
- (2) 甲の長女（24歳）は、無職であり、特別障害者に該当する。なお、長女については甲の妻において扶養控除及び障害者控除を適用するものとする。
- (3) 甲の次女（23歳）は、大学生であり、無収入である。
- (4) 甲の母（75歳）は、本年中に高齢厚生年金及び高齢基礎年金1,500,000円を受けている。
- また、アルバイトをしており、本年分の給与収入は700,000円であった。
- (5) 甲の妹（41歳）は、甲の姉と共有（持分50%ずつ）でアパートを1棟（8室）所有しており、アパートの貸付けに係る本年分の家賃収入は総額3,000,000円、経費は総額1,850,000円であった。なお、妹及び姉は、いずれも以前から青色申告書の提出の承認を受けている。
- (6) 甲の姉以外の親族は、すべて甲と生計を一にする親族であり、甲と同居している。

●実力完成答練 第5回

〔第二問〕

問 1

【資料Ⅱ】

甲は、本年中に次の資産を譲渡している。

| 種 類   | 取得時期   | 譲渡対価        | 取得費         | 譲渡費用     | 備 考  |
|-------|--------|-------------|-------------|----------|------|
| 居住用家屋 | 平成5年4月 | 8,000,000円  | 15,500,400円 | 300,000円 | (注2) |
| 居住用家屋 | 平成5年4月 | 23,000,000円 | 30,000,000円 | 500,000円 | (注2) |

- (注2) 居住用家屋及び居住用家屋の敷地は金融機関からの住宅借入金をもって取得し、居住の用に供していたものであるが、本年6月に譲渡している。
- なお、住宅借入金は3年前に全額返済しており、甲は、譲渡契約締結日において住宅借入金は有していなかった。
- また、甲は本年10月に、自己資金31,000,000円及び金融機関からの住宅借入金（償還期間15年）29,000,000円をもって居住用家屋（床面積は130㎡）及び居住用家屋の敷地（面積は180㎡）をそれぞれ24,000,000円及び36,000,000円で取得し、直ちに居住の用に供している。
- なお、本年末現在の借入金残点は28,516,667円である。

ズバンの中!

〔第二問〕

問 2

【資料Ⅴ】

乙は、平成27年9月10日に丙から相続により取得したI株式会社（以下「I社」という。）の株式（非上場株式）200株を保有していたが、本年6月28日に全株式（200株）をI社に譲渡した。I社株式の取得及び譲渡の経緯と譲渡直前のI社の状況は次のとおりである。

1 I社株式の取得及び譲渡の経緯

| 日付         | 状況                                                                                                                   |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年2月5日  | 丙が第三者である個人JからI社株式200株を1株40,000円、総額8,000,000円で取得した（取得に係る付随費用はない）。                                                     |
| 平成27年9月10日 | 乙はI社株式200株を相続により丙から取得した（相続税評価額は1株50,000円、総額10,000,000円）。なお、乙の確定相続税額に、相続税の課税価格のうちI社株式の相続税評価額の占める割合を乗じた金額は800,000円である。 |
| 本年6月28日    | 乙はI社株式200株をI社に1株70,000円、総額14,000,000円（時価相当）で譲渡した（譲渡費用はない）。                                                           |

2 譲渡直前のI社の状況

発行済株式総数（自己株式はない） 1,000株  
資本金等の額 30,000,000円

〔第二問〕

問 2

【資料Ⅵ】

乙は上場株式等を保有しており、K証券とL証券の2社に特定口座を開設（いずれも源泉徴収ありを選択）している。上場株式等の譲渡、配当の状況は次のとおりである。

1 本年における特定口座年間取引報告書のうち、所得税等の計算に必要な事項の抜粋は次のとおりである。

(1) K証券

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）上場分のみ  
（単位：円）

| 譲渡区分 | ①譲渡の対価の額<br>（収入金額） | ②取得費及び譲渡に要した費用の額等 | ③差引金額（譲渡所得等の金額）<br>（①－②） |
|------|--------------------|-------------------|--------------------------|
| 上場分  | 6,000,000          | 400,000,000       | 2,000,000                |

（注）上記③に係る源泉徴収税額（所得税等）306,300

（配当等の額及び源泉徴収税額等）上場株式の配当のみ  
（単位：円）

| 種類        | 配当等の額   | 源泉徴収税額<br>（所得税等） |
|-----------|---------|------------------|
| 株式、出資又は基金 | 300,000 | 45,945           |
| 合計        | 300,000 | 45,945           |
| 譲渡損失の金額   | 0       |                  |
| 差引金額      | 300,000 |                  |
| 納付税額      |         | 45,945           |
| 還付税額      |         | 0                |

(2) L証券

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）上場分のみ  
（単位：円）

| 譲渡区分 | ①譲渡の対価の額<br>（収入金額） | ②取得費及び譲渡に要した費用の額等 | ③差引金額（譲渡所得等の金額）<br>（①－②） |
|------|--------------------|-------------------|--------------------------|
| 上場分  | 3,000,000          | 3,300,000         | △300,000                 |

（注）上記③に係る源泉徴収税額（所得税等）0

（配当等の額及び源泉徴収税額等）上場株式の配当のみ  
（単位：円）

| 種類        | 配当等の額   | 源泉徴収税額<br>（所得税等） |
|-----------|---------|------------------|
| 株式、出資又は基金 | 500,000 | 76,575           |
| 合計        | 500,000 | 76,575           |
| 譲渡損失の金額   | 300,000 |                  |
| 差引金額      | 200,000 |                  |
| 納付税額      |         | 30,630           |
| 還付税額      |         | 45,945           |

●直前予想答練 第3回

〔第二問〕

【資料】

これは、T社株式（非上場株式で、取得価額は8,500,000円である。）の配当金である。

T社は毎年6月に配当金の支払を行っており、本年も上記の配当金が支払われている。

なお、乙は、本年11月に保有するT株のすべてをT社に対して9,265,000円で譲渡している。

※ 譲渡時における乙の所有株式数に対応するT社の資本金等の額は8,925,000円である。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕

問 3

1. 上場株式の運用に関する事項

(1) 丙は、G証券会社に特定口座（以下、「G特定口座」という。）を開設しており、「特定口座源泉徴収選択届出書」及び「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を、同証券会社に適法に提出している。

本年中のG特定口座における株式等に係る譲渡所得等の金額は6,000,000円の損失であり、これを配当所得の金額1,500,000円と差引計算している。

(2) 丙は、H証券会社に特定口座（以下、「H特定口座」という。）を開設しているが、同証券会社に対して、上記(1)に掲げる届出書の提出はしていない。

本年中のH特定口座における株式等に係る譲渡所得等の金額は5,000,000円である。

ズバンの中!